



レンタル機 総合サポート制度

2025年度版

ご案内



2025年4月1日改訂

コベルコ建機トータルサポート株式会社

レンタル機総合サポート制度加入のご案内

毎度格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業界を取り巻く環境は労働力不足や原材料費の高騰、デジタル化の遅れ、高齢化など、多くの課題を抱えております。加えて、頻発する盗難事故、複雑化・高額化する賠償責任等企業経営に係るリスクが高まっており、弊社ではそのようなリスクに対応し、お客様に安心してご利用頂ける『レンタル機総合サポート制度』へのご加入をお願い申し上げます。今後も引き続き、上質なレンタル機のご提供とサービス向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解、ご協力の程お願い申し上げます。

◆サポート内容

1. 自動車サポート制度

| 対象機種 | サポート内容 | サポート限度額 | 部分損 お客様ご負担金 (1事故) | 全損・盗難 お客様ご負担金 (1事故) |
|---|--------|----------------------|-------------------------|---------------------------|
| ダンプカー、クレーン付トラック、高所作業車(トラック式)、散水車等の登録ナンバー付きの車両 | 対人賠償 | 無制限 | 無 | |
| | 対物賠償 | 無制限 | 10万円 | |
| | 人身傷害 | 3,000万円 | 無 | |
| | 車両損害 | 全損は時価額 部分破損はその実損額 | 10～ 30万円 | 部分損の 2～3倍 |

相手方からの賠償金や労働災害補償制度による給付を優先します。

2. 動産サポート制度

| 対象機種 | サポート内容 | サポート限度額 | 部分損 お客様ご負担金 (1事故) | 全損・盗難 お客様ご負担金 (1事故) |
|--|--------|----------------------|-------------------------|---------------------------|
| 油圧ショベル、キャリア、ブルドーザー、ローラー、その他建設機械器具(登録ナンバー付車両、土留材、敷鉄板、事務所備品、アタッチメント消耗品は除く) | 対人賠償 | 1名 1億円 1事故 3億円 | 無 | |
| | 対物賠償 | 1事故 2,000万円 | 10万円 | |
| | 機体損害 | 全損は時価額 部分破損はその実損額 | 0.5～ 40万円 | 部分損の 2～3倍※ |

※同一ユーザーで前回盗難時より1年以内の盗難につきましては、お客様ご負担金が2倍となります。

●サポート料金：弊社出庫日から弊社入庫日まで全日請求させていただきます。

※サポート料金は機種ごとに設定(別表)されております。詳しくは弊社フロントまでお問い合わせください。

●お客様ご負担金：事故発生時に、1事故ごとにお客様にご負担頂く金額です。

※1事故とは1回の動作で生じた事故のことです。

●休業損害：レンタル車両、機械の全損、修理期間中の休車損害は別途ご負担頂きますのでご了承願います。

サポート対象となる損害

■[自動車サポート] レンタカーの運行・使用・管理中に起因して発生した自動車事故をサポートいたします

【注意】盗難の場合、鍵の返却が無い場合は、サポート出来ない場合がございます。

■[動産サポート] 破損・盗難等偶然な事故によりレンタル中の機械が被る損害をサポートします

- レンタル機械の通常作業中で発生した事故による損害*1
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内における火災による損害(地震を原因とするものを除く)
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内における盗難*2による損害
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内におけるいたずらによる損害
- レンタル機械の運送中の事故による損害

*1 通常作業中で発生した事故とは定められた正しい使用方法での作業中に発生した事故のことで、故意により発生した事故については、通常作業中の事故とはなりません。

*2 盗難とは警察への届け出を行い警察にて盗難事故として受理された事故です。

【動産サポート事故例】

- 作業中に油圧ショベル等が操作ミスで横転し、キャビンが破損した。
- 現場に保管してある建設機械が盗難されてしまった。
- 廻送中、交通事故に遭い建設機械が荷台から滑り落ち破損した。

■[賠償責任サポート] お客様が操作ミス等により人を死傷させたり、物を破損した等、法律上の賠償責任が発生した時、お客様が負担する賠償責任をサポートします

- レンタル機械での作業中の操作ミスによる損害について、第三者に対して負担すべき法律上の賠償責任(賠償責任サポートで定める範囲以内)」

(注意1) 貴社において同様の保険に加入されている場合、貴社の保険を優先又は按分させて頂く場合がございます。又、元請側が保険加入しており且つ元請側の過失が考えられる場合も同様です。

(注意2) 人身事故の場合、労災保険を適用しない場合はサポートできません。

(注意3) 示談につきましては、弊社と相談の上、お客様が進めていただきます。示談交渉無し、又は弊社へ届出無しに示談した場合、サポートできない場合がございます。

【賠償サポート事故例】

- 油圧ショベルを操作中に、通行人に接触し、重傷を負わせてしまった。
- ブルドーザーで作業中、操作を誤って下請け人をケガさせてしまった。
- 油圧ショベルを旋回中、誤って第三者の自動車にバケットをぶつけて破損させてしまった。

サポート対象とならない損害

[動産・賠償責任・自動車サポート共通]

- ① 「総合サポート制度」に加入していない場合(サポート料を領収して無い場合)
- ② 故意、重大な過失または、重大な法令違反による損害(無資格者による事故の損害を含む)
- ③ 無資格、無免許及び酒気帯び運転等による事故(別紙資格一覧表参照)
- ④ 二次的に発生した損害
- ⑤ 戦争、変乱、暴動、労働争議等によって生じた損害
- ⑥ 差し押さえ、徴発、没収、破壊等、国または公共団体などの公権力の行使によって生じた損害
- ⑦ じんあい、騒音、核汚染などによって生じた損害
- ⑧ 地震、噴火など天災またはこれらによる洪水・土砂崩れ等によって生じた損害
- ⑨ 事故に関わる間接損害 *1
- ⑩ 部品の部分盗難(バッテリーのみ盗まれた等)
- ⑪ 本体から取り外している間の部分品、付属品、付属機械装置等の損害(ラジコンの単独破損等)
- ⑫ タイヤ・ゴムクローラー等の消耗品及び排土板等地面に接している部品の損害及び盗難
- ⑬ お客様が当社に無断でされた加工等に起因する事故
- ⑭ 作業で当然考えられる処置を取らずに引き起こされた損害(吹付け作業による塗料等の付着物等)
- ⑮ 修理、掃除中の作業上の過失又は技術の拙劣による損害
- ⑯ 燃料の混合比を間違えた事によるエンジンの焼付け損害(燃料を誤った場合も同様)
- ⑰ レンタル物件の保管に関し当然と考えられる処置をとらなかったために引き起こされた損害(鍵を付けたままでの放置による盗難等)
- ⑱ 凍結による損害
- ⑲ 感染症や脳疾患・疾病・心神喪失によってもたらされた損害
- ⑳ 闘争行為(あおり運転を含む)や自殺行為により引き起こされた損害
- ㉑ 事故発生時の連絡が遅延した時、「総合サポート制度」のサポートが受けられない場合があります

*1 事故発生時の車両及び機械の入替費用、代替車両及び機械のレンタル料、事故車両及び機械の修理期間における休車補償費用、出張費、事故が原因により工期が延長になった為の損害費用および機械・車両の引き上げ費用(クレーン代・レッカー代)等

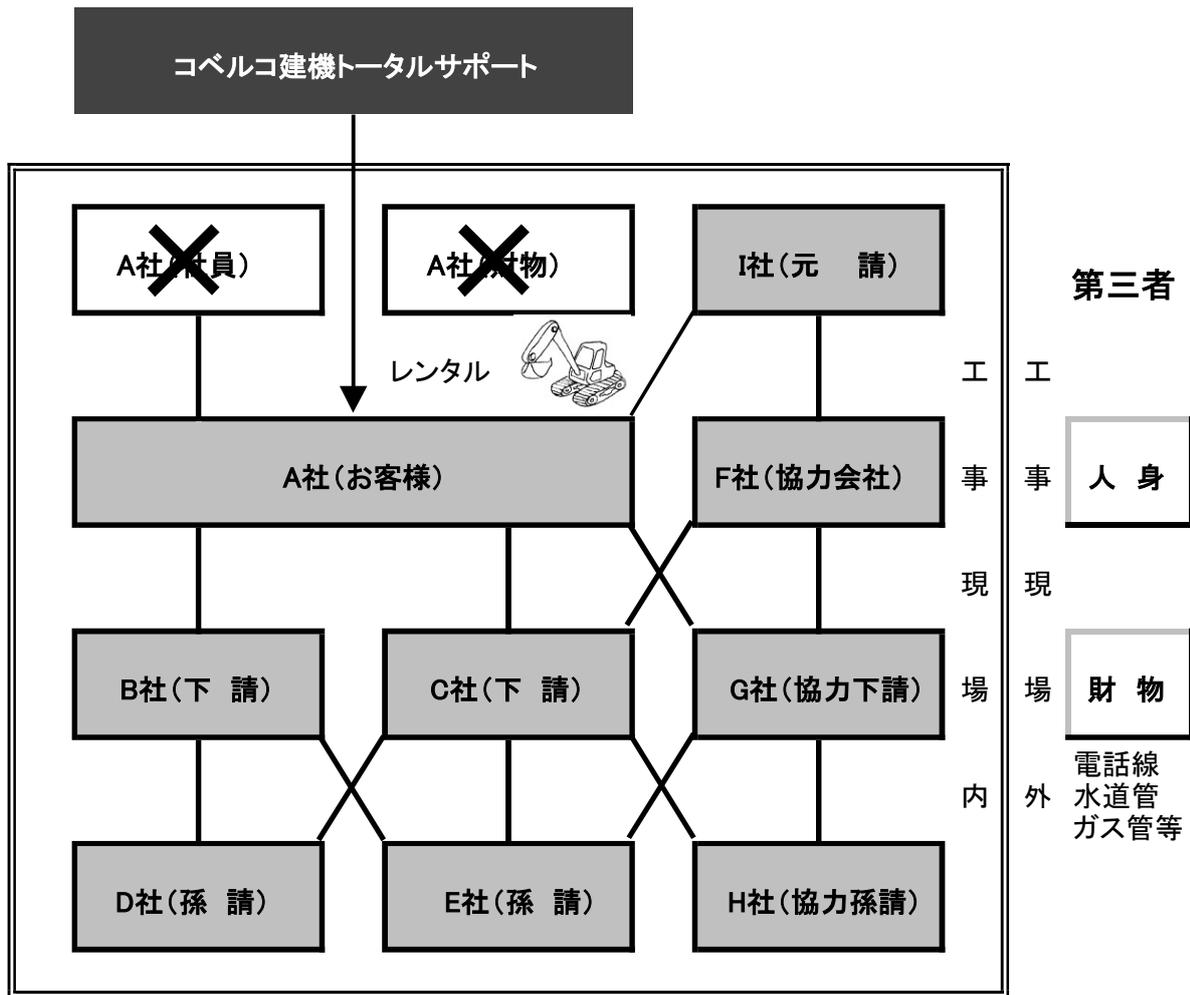
[動産サポート]

- ① 始業点検を怠った使用による損害(作動油・オイル・冷却水・安全装置確認等)
- ② 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害
- ③ バケット、ツース、ブレード、圧砕機カッター等消耗品や管球類(ライト等)の損害
- ④ 電氣的・機械的による損害(お客様の不注意によるエンジン焼付け等)
- ⑤ アタッチメントの常時他と接する部分の損害
- ⑥ 自然消耗、性質によるさび、かび、変質、虫食い
- ⑦ 所轄警察に届出がない又は警察に受理されない盗難による損害
- ⑧ 置き忘れ、紛失による損害
- ⑨ 詐欺、横領による損害
- ⑩ ガラス・キャブガード・クレーンフックの単独破損
- ⑪ 事故発生原因が曖昧で、正確な事故の発生状況が確認できない損害
- ⑫ 船上作業、トンネル工事、地下工事の事故(サポート対象外現場・・・サポート料は頂きません)

[賠償責任サポート]

- ① 賠償責任サポートにて取り決めている賠償額を超える分の損害
- ② 公道走行中の事故(登録ナンバー無しの自走式機械の場合)
- ③ 事故を起こした人と死傷した被害者が同じ勤務社内の場合(同僚間災害)
- ④ 加入者の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害(例えば、他のレンタル会社からレンタルを受けている機械を破損した場合、加入会社の管理物件となりますので、賠償サポートの対象外となります。)
- ⑤ 同じ現場に従事する他社(下請け等含む)の財物を破損した場合
- ⑥ お客様が請け負っている工事対象物そのものの損害
- ⑦ 振動による事故及び土地、地盤、地下水に関する事故
- ⑧ 賠償金の確定・示談の決定などは当社の承認と致します。万一独自による和解等により過重された賠償金の請求が発生してもサポートできません。

サポート制度の適用範囲



適用範囲表(コベルコ建機トータルサポートからA社へ機械をレンタルした場合)

| オペレーター | 適用範囲 | |
|--------|--------------------------|-----------------------------|
| | 人身(従業員) | 財物(会社所有) |
| A社 社員 | B・C・D・E・F・G・H・I (A社社員以外) | 第三者の財物のみ (A~Iは全てサポート対象外) |
| B社 社員 | A・C・D・E・F・G・H・I (B社社員以外) | |
| C社 社員 | A・B・D・E・F・G・H・I (C社社員以外) | |
| D社 社員 | A・B・C・E・F・G・H・I (D社社員以外) | |
| E社 社員 | A・B・C・D・F・G・H・I (E社社員以外) | |

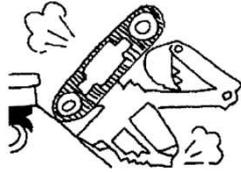
- 【例】
- ①A社のオペレーターがA社の社員を、油圧ショベルで怪我させてしまった × 対象外
 - ②A社のオペレーターがB社の社員を、油圧ショベルで怪我させてしまった ○ 対象
 - ③A社のオペレーターがA社の自動車を、油圧ショベルで破損してしまった × 対象外
 - ④A社のオペレーターがB社の自動車を、油圧ショベルで破損してしまった × 対象外
 - ⑤B社のオペレーターがA社の社員を、油圧ショベルで怪我させてしまった ○ 対象
 - ⑥A社のオペレーターがコベルコ建機トータルサポートの機械(A社がレンタルした)で、コベルコ建機トータルサポート以外からレンタルした機械を破損してしまった × 対象外

サポート対象となる事故例とならない事故例

動産サポート

建設機械の
破損・曲損。

建機を積込中、
誤って横転させた



動産サポート

建設機械の
盗難。

何者かに発電機を
盗難された



動産サポート

電気、機械的
事故によるもの。

お客様の不注意による
エンジン焼付け等



動産サポート

故意、または
重大な法令違反に
起因する損害。

わざと壊した



動産サポート

錆・変質・変色

動産サポート

無免許及び酒
気帯運転等による
事故。

動産サポート

地震、噴火、
津波による
損害。

動産サポート

自然の消耗等
による損害。

動産サポート

紛失・置き忘れ
による損害。



賠償サポート

オペレーター
と人身事故被
害者が同じ勤
務先の場合。
(同僚間災害)

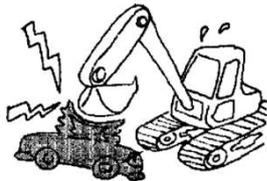
A社のオペレーターが
A社の従業員を誤って
ケガさせた。



賠償サポート

建設機械で
第三者の財
物を破損し
た。

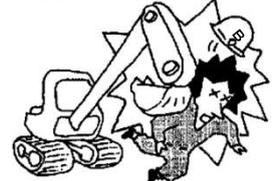
A社のオペレーターが
駐車中の乗用車を破
損した。



賠償サポート

建設機械で
下請け会社
の従業員を
ケガさせた。

A社のオペレーターが
B社(下請け)の従業
員をケガさせた



賠償サポート

ナンバー無し建
機での公道走
行中における
賠償事故。

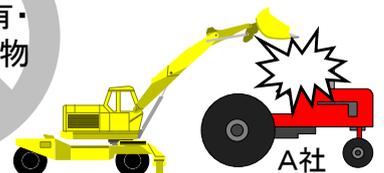


公道自走中の事故

賠償サポート

自分の所有・
使用・管理物
の損害。

A社にレンタルした機械で
A社の機械を破損した



万一事故が起こったときは

(1) まず負傷者の救護を

ケガをされた方がいる場合は、医師、救急車が到着するまで可能な応急処置を行うことが最優先です。

(2) 路上などの危険防止を

交通事故が発生した場合は、続発を防ぐため車輛を安全な場所へ移動させて下さい。又は物損の場合も同様に損害が拡大しないよう応急措置を行って下さい。

(3) 警察へ事故の届出を

- ① 事故の場合は必ず警察へ届けて下さい。(人身事故の場合は人身扱いの届出が必要です。)
(道路上の交通事故は道交法第72条により警察届出が義務づけられています。)
- ② 盗難事故(車輛・機械など)の場合は必ず警察へ「盗難事故」(受理番号が必要となります)として届出をしてください。
- ③ その他公官庁への届出が必要な場合は所定の届出をしてください。

(4) ただちに当社営業所まで電話・FAXにてご連絡を

事故の大小にかかわらず事故の内容をご連絡ください。(当社の事故通知書フォーム有り)

- ① 事故発生の日時
 - ② 事故発生場所
 - ③ お客様のお名前・住所・連絡先(TEL・FAX・担当者名)運転者氏名・お客様との関係・免許内容・事故車のレンタル番号又は登録番号・損害の内容及び程度。
 - ④ 事故の状況(交通事故の場合は道幅、道路標識、双方の速度なども)
 - ⑤ 相手の住所、氏名、会社名、電話番号など
(物損事故)…車両損害の場合→損害内容、車名、登録番号、修理工場、電話番号
その他の被害物の場合→被害物名、損害内容、修理業者名、電話番号
(人身事故)…ケガの内容、病院名、電話番号
 - ⑥ 搭乗者にケガがある場合…負傷者名、ケガの内容、病院名、電話番号
- ※ 人身事故の場合は、特に被害者へのお見舞いをしてください。

対物事故については、損害物の写真撮影をお願い致します。

事故通知書

お客様(当事者)記入欄 太線内を記入願います。

証券番号

| | | | | | |
|--------------|----------|-------------|-------|------------|-------|
| お客様会社名 | | 現場名 | | TEL | |
| 事故日時 | | 年 月 日 ()曜日 | | AM・PM 時 分頃 | |
| 事故場所(住所) | | 府・県 | | 市・郡 町・村 | |
| 事故車両(登録No.付) | | 車種 | 登録No. | 管理No. | |
| 事故機(登録No.なし) | | 機種・型式 | 機番 | 管理No. | |
| お客様 | 運転・使用者名 | | 会社名 | | 年齢 歳 |
| | 住所 | | TEL | | |
| | 修理先 | | TEL | | |
| | 病院 | | TEL | | |
| 相手方 | 運転・担当者名 | | TEL | | |
| | 会社・所属等 | | TEL | | |
| | 車種・機種・物損 | | 登録番号等 | | |
| | 修理先 | | TEL | | |
| | 病院 | | TEL | | |
| | 先方保険会社 | | TEL | | |
| 届出警察 | | 署 | 届出人 | 届出日 | 受理No. |

【事故状況図】

【状況説明及び連絡事項】

1. 車両の場合は運転免許証、建設機械の場合は運転資格証のコピーもFAXして下さい。
2. 盗難事故の際は最寄の警察署に届出の上、受理No.をお知らせ下さい。

コベルコ建機トータルサポート記入分

| | | | | | |
|------|----------|-----|---|------|---|
| 営業所名 | 営業所・センター | 所属長 | ⑩ | 担当者名 | ⑩ |
|------|----------|-----|---|------|---|

| 承認 | 資産統括Gr | 受付 | お客様ご負担金 | 備考 |
|-------|--------|-------|---------|----|
| 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |

代表的な資格一覧表

| 機種 | 区分 | | 作業装置操作資格及び教育講習内容 | | 公道走行の運転資格(運転免許) |
|------------------------------------|--------------------------|--------------------|------------------|----------------------|--|
| 油圧ショベル (クローラ) | 機体質量3t未満 | | 特別教育 | 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削) | — |
| | 機体質量3t以上 | | 技能講習 | 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削) | |
| 解体用 アタッチメント付※ 油圧ショベル | 機体質量3t未満 | | 特別教育 | 車両系建設機械(解体用) | |
| | 機体質量3t以上 | | 技能講習 | 車両系建設機械(解体用) | |
| 移動式クレーン仕様 油圧ショベル(ハイリフ チクレーン) | クレーン 作業 | 最大吊上能力1t未満 | 特別教育 | 移動式クレーンの運転 | |
| | | 最大吊上能力1t以上3t 未満 | 技能講習 | 小型移動式クレーンの運転 | |
| | ショベル 作業 | 機体質量3t以上 | 技能講習 | 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削) | |
| クレーン付トラック クローラクレーン ミニクレーン | 最大吊上能力1t未満 | | 特別教育 | 移動式クレーンの運転 | |
| | 最大吊上能力1t以上5t未満 | | 技能講習 | 小型移動式クレーンの運転 | |
| 玉掛 | 最大吊上能力1t未満 | | 特別教育 | 玉掛業務 | — |
| | 最大吊上能力1t以上 | | 技能講習 | 玉掛業務 | |
| ホイールローダー | 機体質量3t未満 | | 特別教育 | 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削) | 小型特殊 (緑ナンバー) |
| | 機体質量3t以上 | | 技能講習 | 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削) | 大型特殊 (白ナンバー) |
| ブルドーザー | 機体質量3t未満 | | 特別教育 | 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削) | — |
| | 機体質量3t以上 | | 技能講習 | 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削) | |
| ローラー | 重量制限なし | | 特別教育 | ローラーの運転業務 | 小型特殊 (緑ナンバー) 大型特殊 (白ナンバー) |
| キャリアダンプ | 最大積載荷重1t未満 | | 特別教育 | 不整地運搬車 | — |
| | 最大積載荷重1t以上 | | 技能講習 | 不整地運搬車 | |
| 高所作業車 | 作業床10 ^{メートル} 未満 | | 特別教育 | 高所作業車の運転 | 車両総重量3.5t 以上7.5t未満: 準中型免許 7.5t以上11t未満: 中型免許(トラックマ ウントタイプ) |
| | 作業床10 ^{メートル} 以上 | | 技能講習 | 高所作業車の運転 | |

※1 解体用アタッチメントとはブレーカ及び鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機をいう。

ご注意

- ① このサポート制度は当社のサポート制度に加入された方のみ適応されます。
- ② このサポート制度はレンタル契約期間中に発生した事故を対象としています。
- ③ お客様ご負担金とは事故発生時にお客様にご負担頂く金額です。
- ④ 警察、その他監督官庁の証明書が必要な場合がありますので、車両での人身・対物事故は必ず届け出て下さい。届出を怠った場合、サポート対象とならない事があります。
- ⑤ 盗難事故の場合、警察が「盗難事故」として扱っていることがサポートの条件です。
- ⑥ 事故発生時はただちに当社にご連絡下さい。遅れるとサポートできない場合があります。
- ⑦ 賠償金の確定・示談の決定などには弊社の承認といたします。
万一独自による和解等により過重された賠償金の請求が発生してもサポートできません。
- ⑧ 貸渡期間が2日以上となる場合には、日常点検はお客様が実施してください。
- ⑨ 過失割合に関係なく、発生した修理金額分の「お客様ご負担金」はご負担頂きます。
- ⑩ 当社の承諾なしになされた修理代にかかる費用はお支払いできない場合があります。
- ⑪ サポート制度の支払い限度額を超える部分についてはお客様のご負担となります。
- ⑫ サポート制度につきましては休車料は含まれておりません。
- ⑬ このサポート制度のご案内に記載されているサポート対象とならない規定は主な事例を挙げたものであり、その他については当社の規定に準じるものとします。
- ⑭ 建設機械器具の修理につきましては、メーカー指定工場とさせていただきます。
- ⑮ 当総合サポート制度のご案内は、2025年4月に改定されたもので、世情の変化により予告無く内容を変更する場合がございます。

本社／事業本部

コベルコ建機トータルサポート株式会社

兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-1 TEL : 078-200-5640 FAX : 078-200-6450

● トーヨースギウエ事業本部

香川県高松市林町263番地1 TEL : 087-867-3128 FAX : 087-867-2275

● ササイナカムラ事業本部

奈良県大和郡山市下三橋町18-1 TEL : 0743-53-3136 FAX : 0743-52-7749

● ワイズヨシハラ事業本部

福岡県北九州市小倉北区西港町88-11 TEL : 093-571-5601 FAX : 093-592-0703